

第7回

ふじさわサイクルプラン

推進連絡協議会

平成29年8月8日(火)

次 第

1 . 開 会

2 . 成立宣言

3 . 要綱改正

4 . 議 題

(1) 平成 2 8 年度供用箇所^①の運用状況について

(2) 平成 2 9 年度の事業展開について

(3) レンタサイクルについて (調査・研究状況報告)

(4) 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

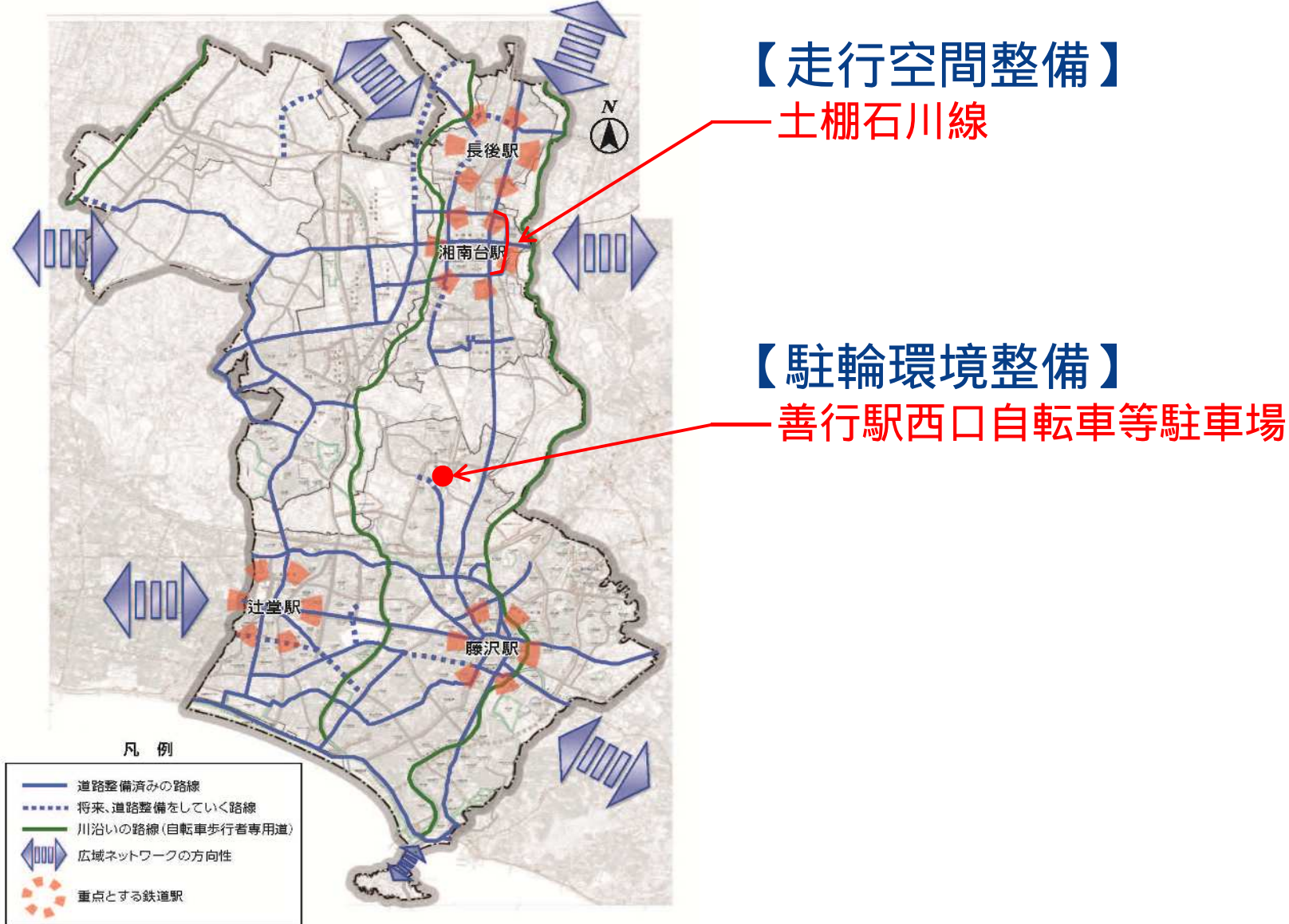
5 . 閉 会

4 . 議 題

(1) 平成 2 8 年度供用箇所^①の運用状況について

4 . 議題 (1) 平成 2 8 年度供用箇所への運用状況

平成 2 8 年度供用箇所への運用状況



将来的な自転車ネットワーク路線

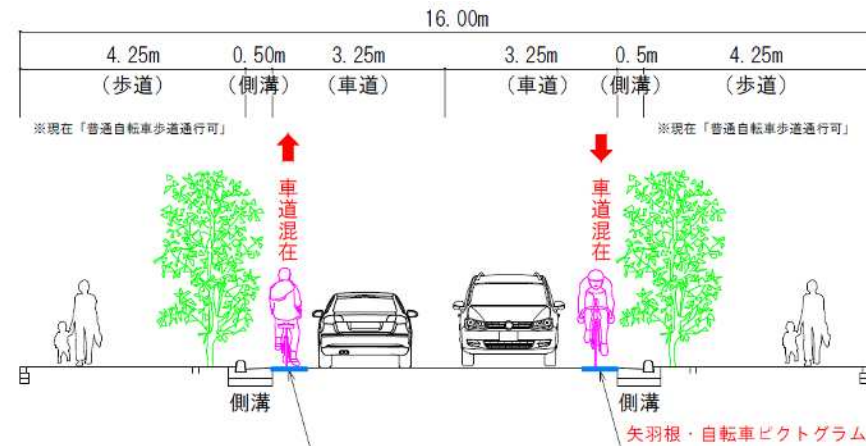
4 . 議題 (1) 平成 2 8 年度供用箇所への運用状況

土棚石川線 (H29.3供用)



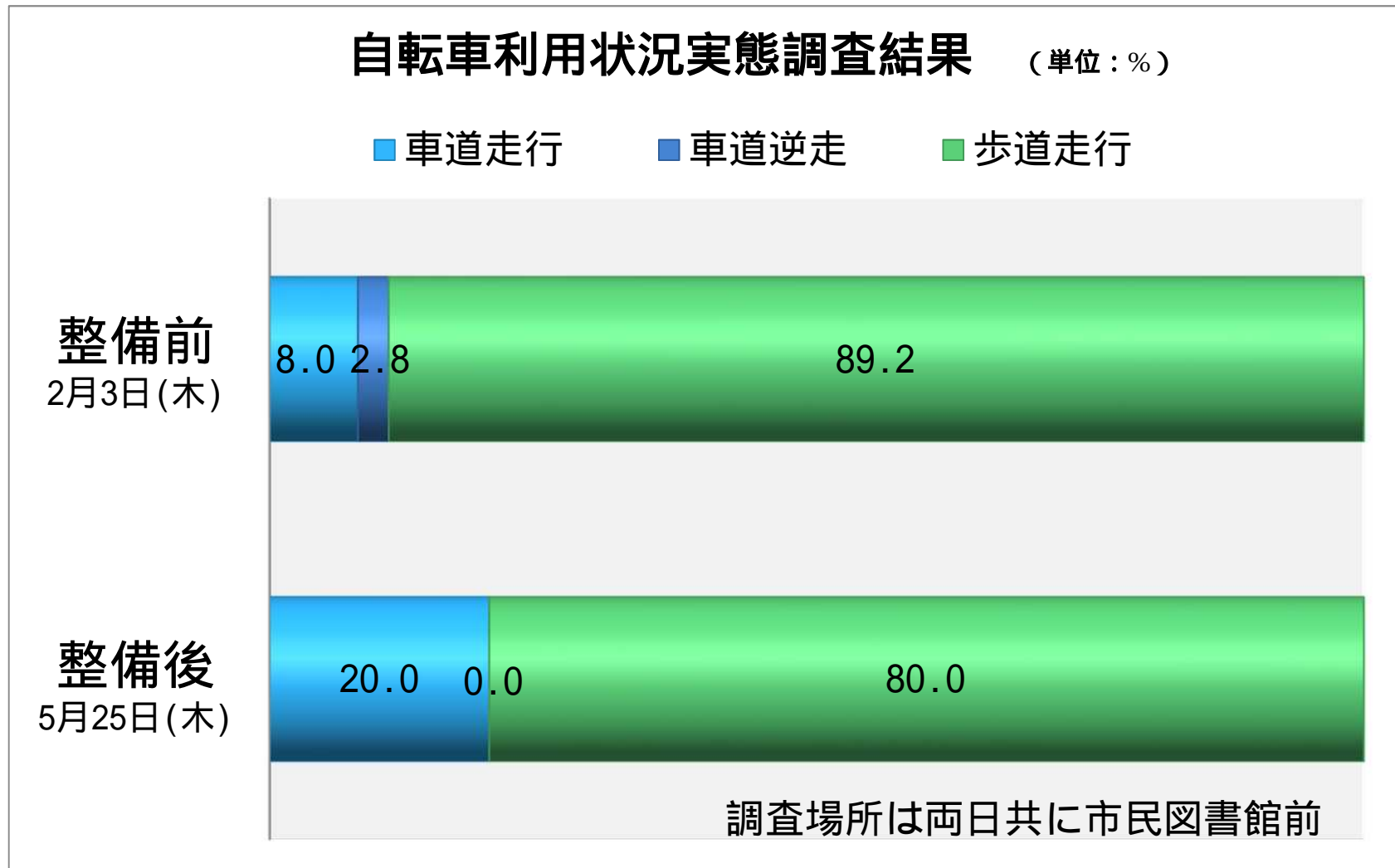
事業概要

延長 約 1, 2 5 7 m
車道混在型路面表示



4 . 議題 (1) 平成 2 8 年度供用箇所 の 運用 状況

土 棚 石 川 線 (H29.3 供 用)



4 . 議題 (1) 平成 2 8 年度供用箇所 の 運用 状況

善行 駅 西 口 駐 輪 場



利用 状況 (平成 2 9 年 7 月 現在)

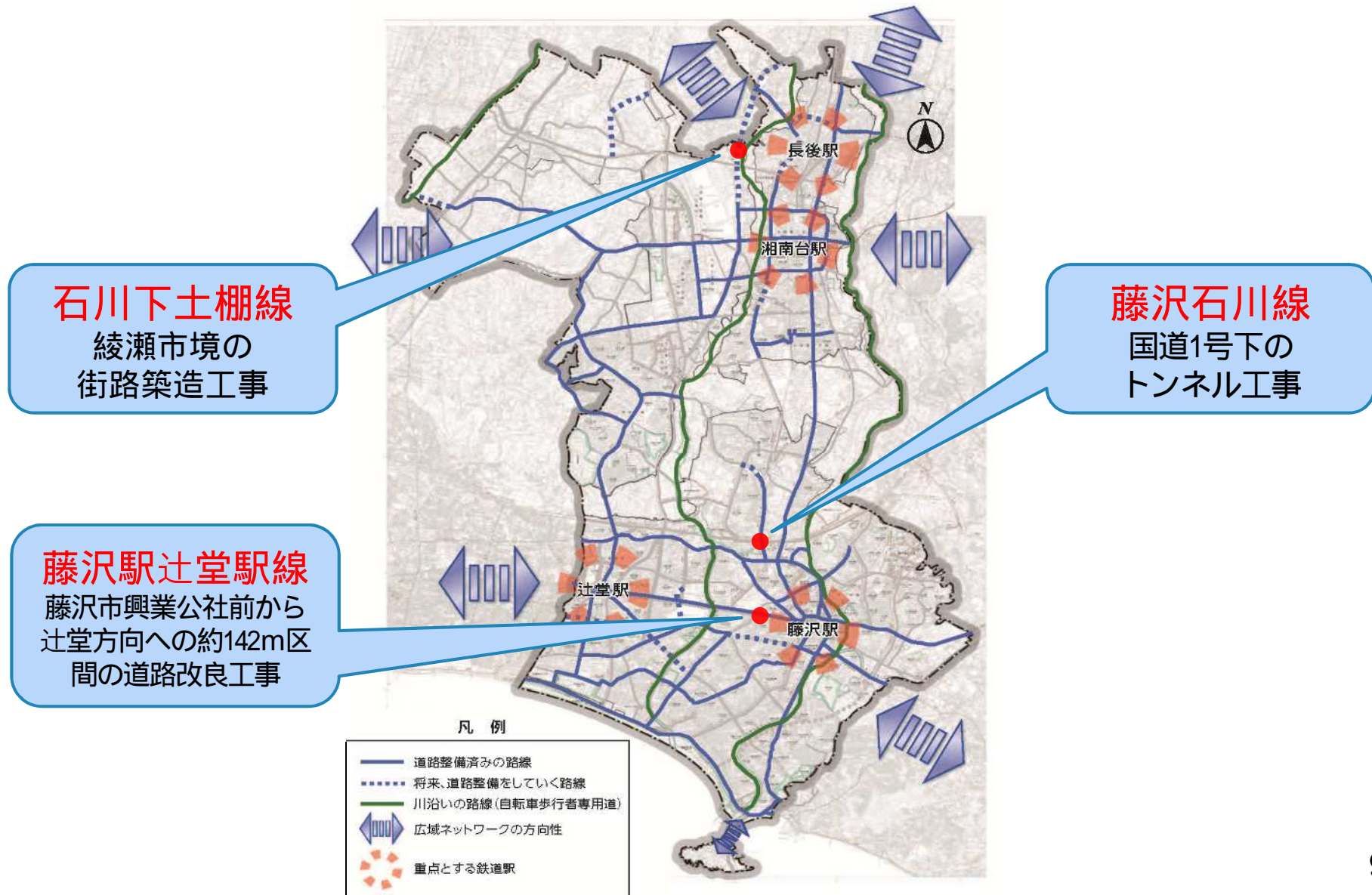
単位 : 台

	合計	自転車		原付 (50cc 以下)		普通 自動 二 輪 (50cc 超 125cc 以下)	
		定期	一時	定期	一時	定期	一時
収容 台 数	115	12	7	57	24	8	7
契約 ・ 利用 台 数	44	11	4	13	6	8	2

(2) 平成 2 9 年度の事業展開について

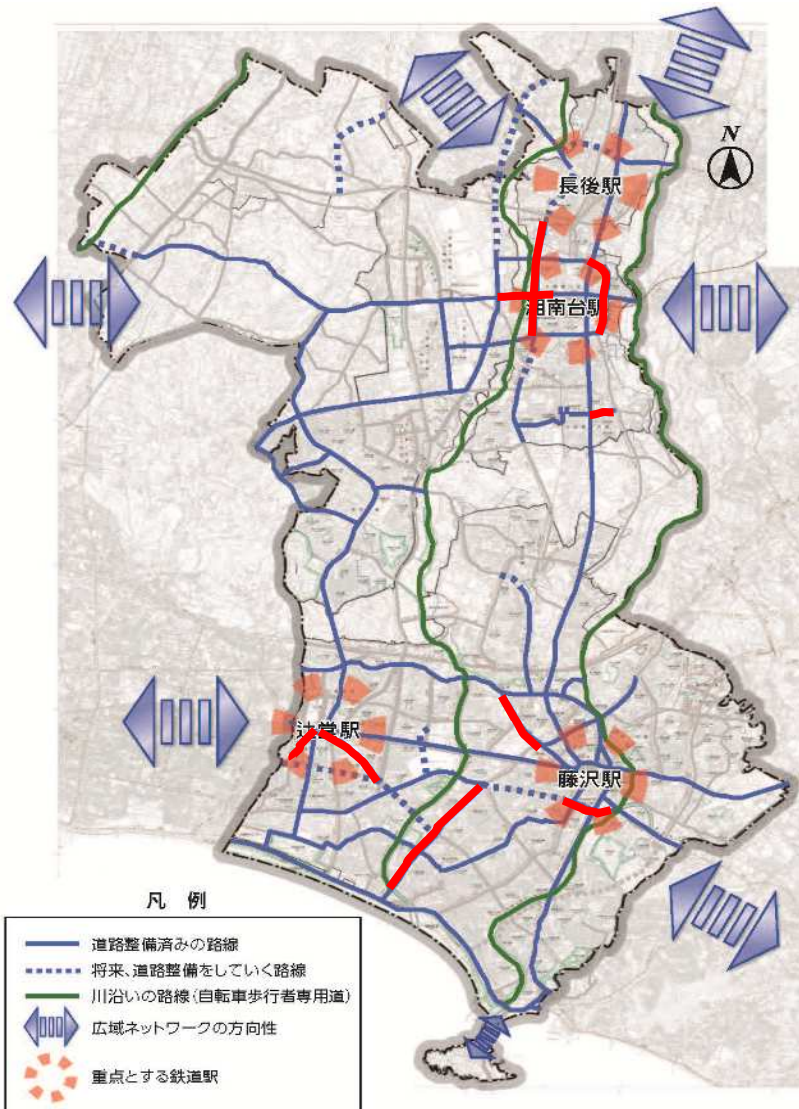
4 . 議題 (2) 平成29年度の事業展開

走行空間整備 ~ 中短期で取り組む路線の状況 ~



走行空間整備

～ 先導的に取り組む路線以外の路線への当面の対応 ～



今後の整備スケジュール (予定)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
中学通り線			→				
六会駅東口通り線		→					
土棚石川線	→						
高倉遠藤線		→					→
善行長後線			→				
桜花園通り線				→			
八松小学校北通り線					→		
鵜沼海岸線						→	
鵜沼奥田線							→

今年度実施予定であった 高倉遠藤線については、道路事業の動きがあるため、H34年度の実施予定とした。



変更前



変更後

4 . 議題 (2) 平成 29 年度の事業展開

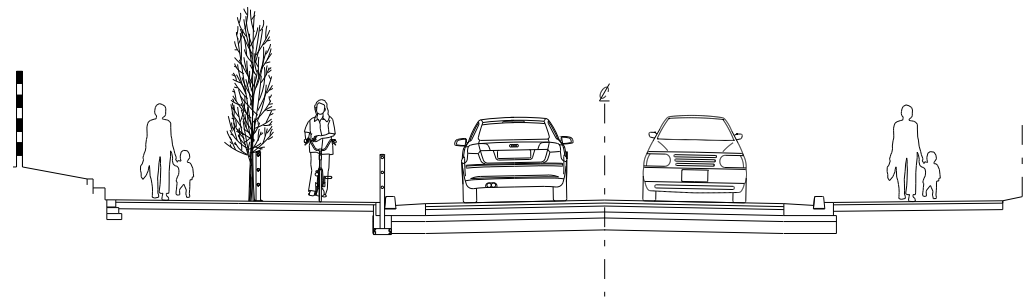
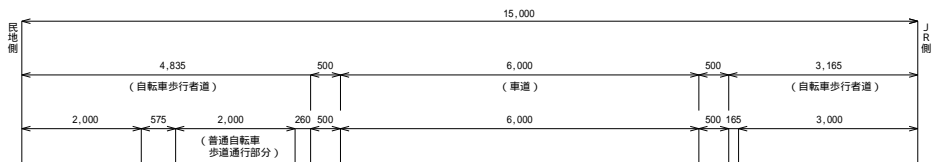
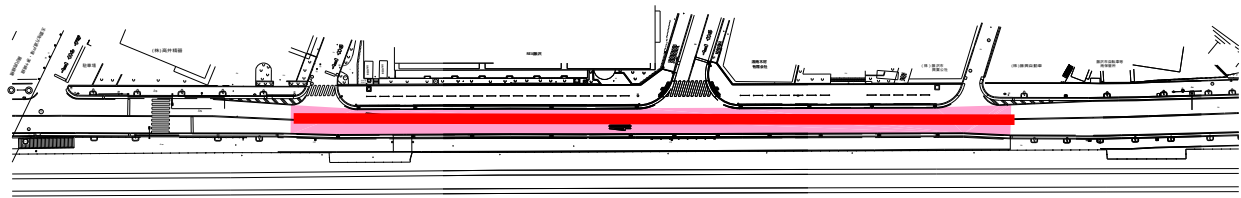
走行空間整備 藤沢駅辻堂駅線



事業概要

延長 約 1 4 2 m

自転車歩行者道 (自転車通行指定)



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

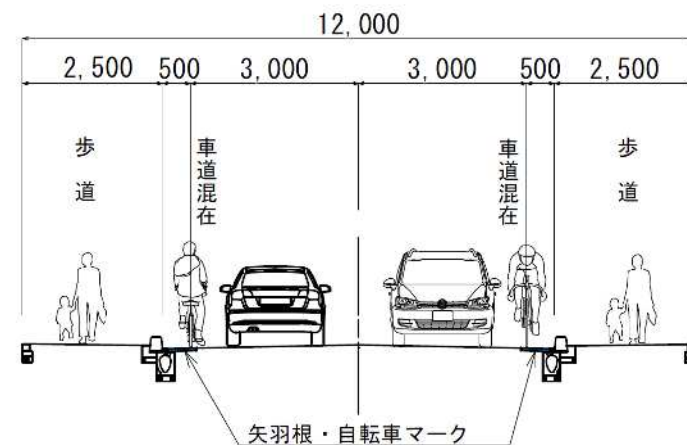
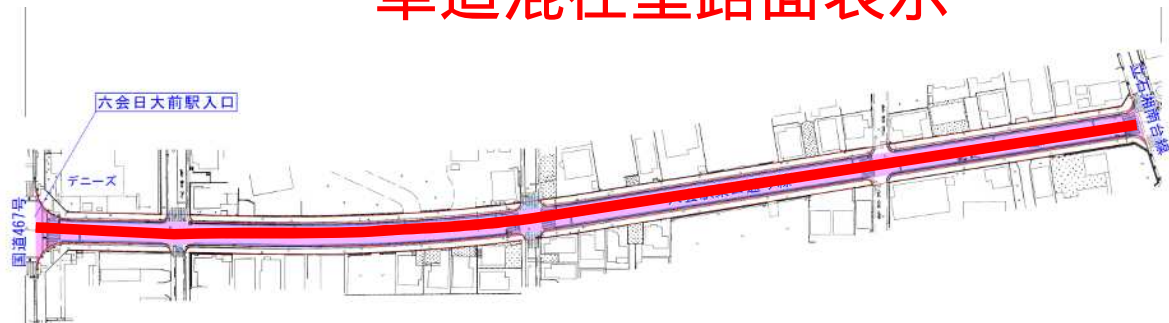
走行空間整備 六会駅東口通り線



事業概要

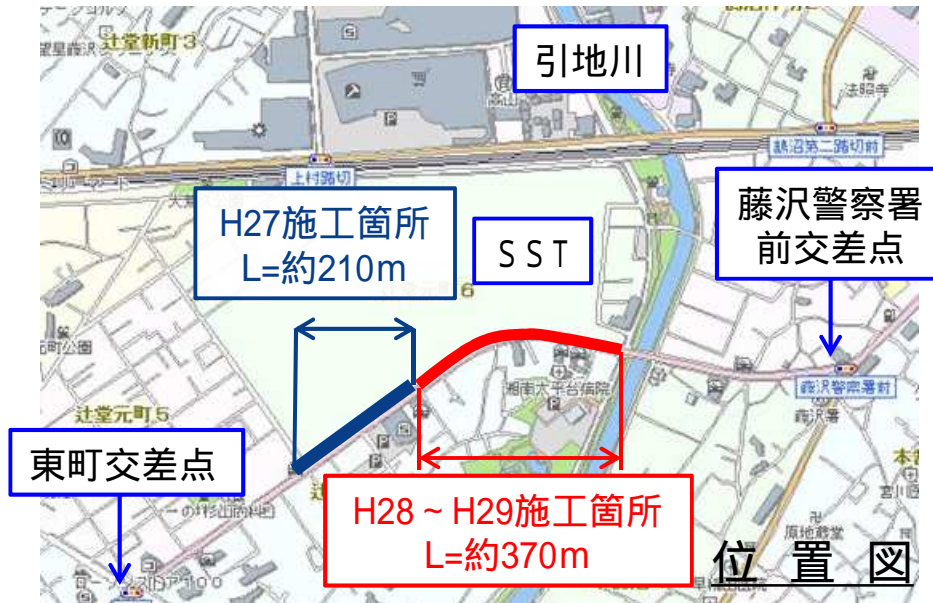
延長 約 3 6 0 m

車道混在型路面表示



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

走行空間整備 県道 3 0 号 (戸塚茅ヶ崎)



事業概要

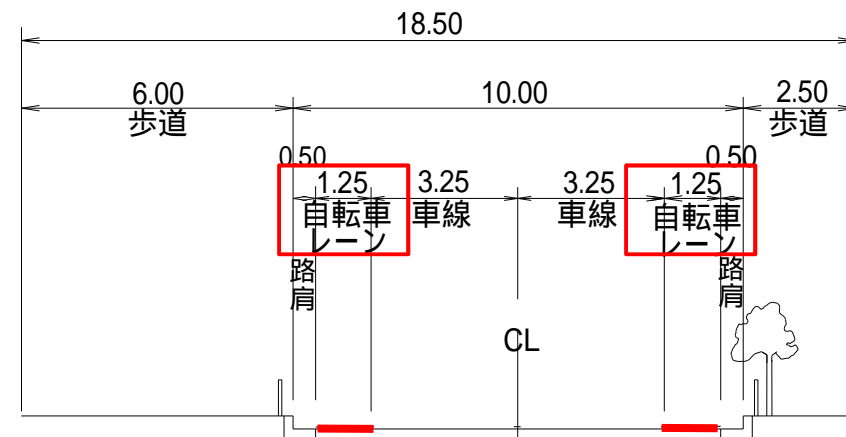
延長 約 3 7 0 m
自転車専用通行帯

平成 2 9 年度整備完了予定
(現在施工中)

辻堂駅南海岸線までの整備に
向けた設計作業も進めている



(参考写真) H 2 7 年度整備区間



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

駐輪環境整備

(仮称) 藤沢本町駅自転車等駐車場

- ・ アンケート調査 (6 月 6 日実施)
配布 1,385 枚 (うち回答 276 枚)
有料化後も 72.0% の方が利用を
継続すると回答
- ・ 委託 (測量・ボーリング調査など)
- ・ 計画案の検討



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

駐輪環境整備

(仮称) 善行駅東口自転車等駐車場

- ・ 整備予定
平成 3 1 年 4 月供用開始 (予定)
収容 200 台程度 (バイク含)
- ・ 委託 (測量)
- ・ 計画案の検討



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

駐輪環境整備 ~ 放置自転車の警告・撤去 ~

小田急江ノ島線・JR東海道本線・江ノ島電鉄線各駅
周辺の放置自転車について、警告・撤去を実施

【参考】年度別実績（バイク含）

		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
藤沢駅	警告数	15,291	14,605	11,870	9,430
	撤去数	3,329	3,239	2,909	2,298
辻堂駅	警告数	11,770	10,085	6,134	2,811
	撤去数	2,978	2,682	2,041	1,302
湘南台駅	警告数	6,756	7,054	6,077	5,873
	撤去数	1,999	2,002	1,692	1,644
その他	警告数	10,118	7,967	5,216	3,192
	撤去数	1,458	1,365	1,158	813
合計	警告数	43,935	39,711	29,297	21,306
	撤去数	9,764	9,288	7,800	6,057

4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

利用促進

矢尻バス停 サイクルアンドバスライド



(参考写真) H 2 7 年度整備済み試験運用中施設

事業概要

既存施設拡張

収容可能台数 計 3 1 台 (1 0 台増)

平成 2 9 年 6 月 拡張部分の供用開始

4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

交通ルールの遵守

1. 交通安全啓発活動の拡充

- 四季の交通安全運動街頭
キャンペーンの実施
(市内 1 3 箇所)
- 自転車マナーアップ運動
(毎月 5 日 ・ 2 2 日) の実施
- 自転車街頭点検の実施
(自転車マナーアップ強化月間の 5 月に 9 箇所)
- 交通安全ビデオ ・ DVD の貸出
- 広報ふじさわ掲載
- ホームページ掲載
- 自治会 ・ 町内会回覧 等



4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

交通ルールの遵守

1. 交通安全啓発活動の拡充

- 11月11日(土)
秋葉台公園 第2駐車場
「ふじさわ交通安全フェスタ」開催

スタントマンによる
交通事故再現
(スケアード
ストレイト)



4. 議題(2)平成29年度の事業展開

交通ルールの遵守

1.交通安全啓発活動の拡充

- 中学1・2・3年生へのチラシ配付



中学生から大きく自転車の交通ルールが変わります!!

13歳から...
13歳になるまでは、自転車で歩道を通ることができました。でも、13歳になってからは、車道の左側を通らないといけません。

例外...自転車で歩道を通れるとき
上の図の標識や道路の標示があるところや、車道で道路工事をしていたり、車道の幅が狭いとき、車が多いときなどは歩道を通ることもできます。

歩道を通るときは、車道側をすぐに止まれる速さで通らないといけません。歩行者優先です。歩行者がいたら止まって道をゆずりましょう。

14歳から...
14歳からは、自転車で「危険行為」をして、交通切符等の取締りを受けたり、交通事故を起こすことを、3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車安全運転講習」の受講が命じられるようになります。
講習は3時間。講習内容は、テキストや視聴覚教材を利用した自転車のルール等の再確認です。講習手数料は5,700円。
受講命令に従わないと6万円以下の罰金が科せられます。



危険行為の主なもの

- ① 信号無視
- ② 歩道での歩行者妨害
- ③ 車道の右側通行
- ④ 遮断踏切への立ち入り
- ⑤ 一時不停止
- ⑥ ブレーキ不良自転車の運転

ちゃんと一時停止して安全を確認!

全部で14項目あります。調べてみましょう。また、傘さし運転や、携帯電話・スマートフォンを見ながら、イヤホンしながらの運転も、安全に運転する義務に違反しているので、「危険行為」となることがあります。

自転車でも加害者になると...

中学生でも賠償責任能力が認められます。卒業後給料をもらえるようになってから、損害賠償金を支払うこととなります。また、保護者に賠償請求されることもあります。

【損害賠償事例】
自転車で坂道を下っていた小学5年生が、前方不注意で高齢歩行者と衝突し、脳に重い傷かきを負わせ寝たきりの状態にさせた。児童に十分な指導・注意をしていたとはいえないとし、保護者の監督義務違反を認めた。
保護者の賠償金額 約9,500万円(平成25年大阪地裁判決)

自転車で交通事故を起こしたら110番しなさいといけません。

★神奈川県警ホームページに詳しい自転車の交通ルールが記載されています。右(→)のQRコードからアクセスしてみましょう。

藤沢市役所 勤犯交通安全課
住所：藤沢市朝日1-1
電話：0466-25-1111(内線2531~4)

自転車も のれは車の 友がまいる

4 . 議題 (2) 平成 2 9 年度の事業展開

交通ルールの遵守

2. 防犯への意識づけ活動

- 自転車の防犯登録・ツ - ロック施錠について年末に広報ふじさわへ掲載予定
- 1 0 月末に
藤沢駅・辻堂駅・
湘南台駅で実施予定の
防犯街頭キャンペーンで
自転車盗難注意チラシと
ワイヤーロック配布予定



4. 議題(2) 平成29年度の事業展開

交通ルールの遵守

3. 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

【参考】

土棚石川線の
矢羽周知チラシ()を
湘南台地区の自治会回覧
(平成29年1月10日)
をした。

土棚石川線に自転車の誘導標示を設置します

土棚石川線(下記位置図の箇所)において、自転車の車道左側通行を促すために、自転車の誘導路面標示(矢羽根・自転車ピクトグラム)を設置します。
自転車走行空間整備工事は、平成29年3月完成予定です。

【断面図】

【位置図】

【路面表示(法定外)】

※歩道内の自転車通行について
現在この箇所は歩道内は「普通自転車歩道通行可」(道交法第63条の4第1項第1号)であるため、自転車で歩道を通行することが可能です。
ただし、すぐに止まれるスピード(徐行)で車道を通行し、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をして、道を譲らなければなりません。

【整備イメージ】

問合せ
藤沢市 道路整備課・防犯交通安全課 電話 0466 (25) 1111

4. 議題(2)平成29年度の事業展開

交通ルールへの遵守

4. 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

- ポスター掲示
- チラシ設置
- 交通安全教室の実施
(年間約200回)

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要

信号無視 法第44条の2	進行禁止道路(場所)の通行 法第45条の2
歩行者用道路での歩行者妨害 法第46条の2	歩道通行や車道の右側通行等 法第47条第1項、第48条又は第49条違反
遮断路切への立ち入り 法第48条の2	左方車優先妨害・優先道路車妨害等 法第49条違反
環状交差点安全進行義務違反等 法第51条の2	一時不停止 法第52条違反
制動装置不備の自転車の運転 法第53条の2第1項違反	酒酔い運転 法第54条の2違反
	安全運転義務違反 法第57条違反

自転車の基本のルール

知っていますか? **自転車安全利用五則** 守っていますか?

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外^{※1}**
- 2 車道は左側を通行**
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行^{※2}**
- 4 安全ルールを守る**
- 5 子どもはヘルメットを着用**

数人乗り・並走の禁止
遮断路切への立ち入り禁止
環状交差点での信号待ちと一時停止・安全確認

※1 次の場合には歩道内を歩道を通行できます。
①道路標識や道路標示によって歩道を通行できるとされているとき
②乗客が3歳未満の児童、幼児、70歳以上の老人、または身体の不自由な人とき
③道路が狭く、歩行者の安全を確保するために歩道を通行することが必要とき
※2 歩道は歩行者優先で、歩行者の通行を妨げず、歩行者の安全を確保することを旨とする。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止し、歩行者の安全を確認してから通行する。

法律というルールを守って、自転車を安全に乗りましょう

藤沢市・藤沢市交通安全対策協議会

4. 議題(2)平成29年度の事業展開

交通ルールの遵守

5. 幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の啓発

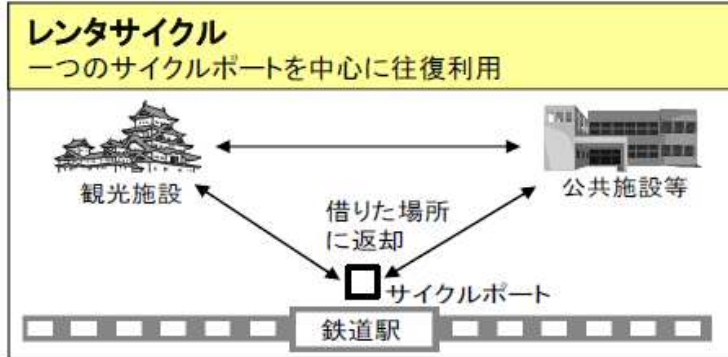
- 「幼児二人同乗用自転車
購入費補助制度」交付決定者
にチラシの郵送



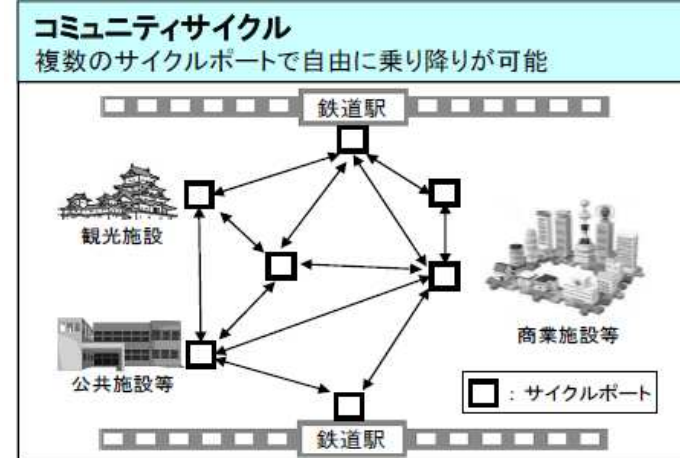
(3) レンタサイクルについて (調査 ・ 研究状況報告)

4. 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆ レンタサイクルとは



- 観光など長時間利用に適する
- 初期費用・維持費用が抑えられる
- 移動先で駐輪スペースが必要
- ひとりの利用者が長時間自転車を占有するため、多くの台数が必要



- 乗り捨て可能で短時間利用に適する
- 多様な交通手段との連携により、回遊性が向上
- 多数のポート用地の確保が必要
- 自転車の再配置など、運営コストがかかる

図の出典：全国コミュニティサイクル担当者会議資料

導入により、「公共交通機能補完」「来街者の移動手段の多様化」「自動車利用の抑制」をはじめとした、様々な効果が見込める。

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆ サイクルプランにおける位置付け

「ふじさわサイクルプラン」では、自転車利用の促進に向け、中短期で取り組む施策の1つとして掲げている

1-2 レンタサイクルの検討

江の島を含めた湘南海岸沿岸の鉄道駅や、観光施設周辺などでレンタサイクルを利用できるように、レンタサイクル施設の設置場所や料金の支払いシステムなど、利用しやすい環境を整備することを検討します。

- ①小田急片瀬江ノ島駅、江ノ電江ノ島駅、湘南モノレール湘南江の島駅の3駅を中心に、観光を目的とした自転車で回遊しやすい環境づくりをめざし、レンタサイクルなど自転車利用をしやすいシステムの検討を進めます。

サイクルプランp.73 関連部分抜粋

- 対象エリア・・・江の島周辺の3駅を中心
- 目指すもの・・・観光を目的とした回遊しやすい環境づくり



観光目的の交通への対応

+

各種の交通課題への対応

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆全国のコミュニティサイクル先行事例

- 本格導入している都市は全国で87都市 (H28.10)
毎年、15~20団体程度増加、5団体程度が廃止している。
- 導入目的は「公共交通の機能補完」「地域活性化」「観光戦略推進」が多いが、ねらい通りの効果が現れているのは半数程度。
- 回転数は諸外国と比べると著しく低く、多くの自治体で2回/台・日を下回る。(パリ 10回/台・日、台北 7.1回/台・日)
- 施設の設置費用や運営費用などの一部を、行政が負担している事例が多い(年間数千万円の負担も)
- 安定した運営には、平日の通勤や通学利用、法人利用等を効率よく取り込むことも必要

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆近隣自治体等の状況

●横浜市 (コミュニティサイクル)

- ・ 4 回の社会実験を経て、コミュニティサイクルを本格実施。
- ・ 回転数は1.5回/台・日程度であり、年々増加している。
- ・ 観光だけでなく、買い物、通勤利用なども取り込んでいる。
- ・ 事業者に対して横浜市による財政的な措置を行っている。
(平成26年度1800万円 平成28年度 1400万円)



図、写真の出典：全国コミュニティサイクル担当者会議資料

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆近隣自治体等の状況

●茅ヶ崎市 (レンタサイクル)

- ・ 3回の社会実験を経て、レンタサイクルを本格実施。
- ・ 商店連合会が導入していたレンタサイクルに加えて、観光協会による駅前での貸出しを実施。(14箇所、合計43台)
- ・ 回転数 0.4回/台・日程度(観光協会の5台について)
- ・ 観光目的の利用が約8割
- ・ 相互の乗り捨てはできない
- ・ 茅ヶ崎市は情報の一元化により利用者の利便性を高めている。

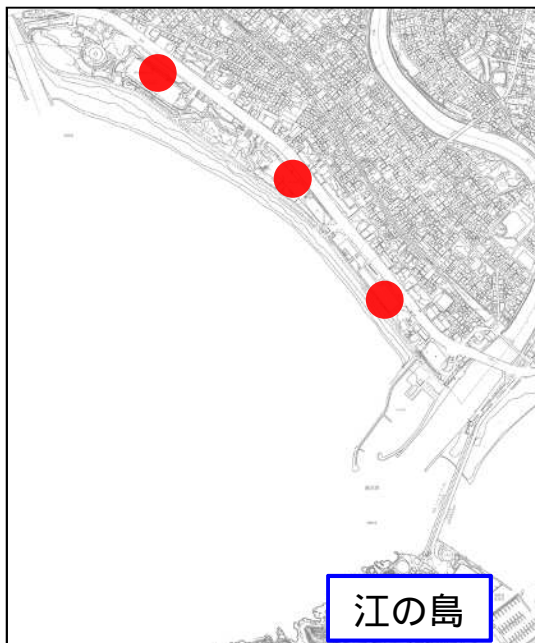


写真の出典：茅ヶ崎市HP

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆近隣自治体等の状況

- (株)湘南なぎさパーク (レンタサイクル)
 - ・ 海沿いの駐車場 3 箇所で実施
 - ・ 駐車場利用の促進を目的
 - ・ 回転数 0 . 1 回/台・日程度
 - ・ 幼児用や電動自転車も貸出し (合計 4 6 台)
 - ・ ほとんどが江の島への観光利用
 - ・ 相互の乗り捨てはできない



写真の出典：湘南なぎさパークHP

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆江の島 3 駅周辺の状況

● サイクルポート候補用地

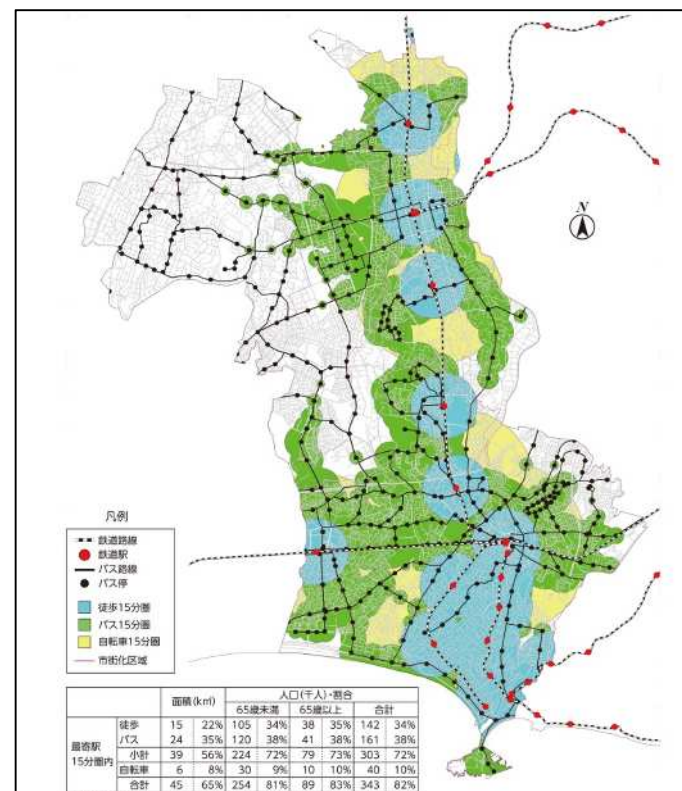
- ・片瀬江ノ島駅前の駐輪場については利用台数が多く空きスペースがない。
- ・江の島や海岸沿いには県有地をはじめとする公有地が多い。
- ・片瀬や鵜沼等の住宅地には公有地は少ない。

● 公共交通

- ・鉄道駅、バス停が多く配置され、片瀬地区や鵜沼地区のほとんどが「最寄駅まで徒歩15分圏」「藤沢駅周辺まで30分圏」に該当。
市内において特に公共交通が整備されている地域。

凡 例

■	徒 歩	15分
■	バ ス	15分
■	自 転 車	15分



最寄駅まで15分圏の状況

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査 ・ 研究状況報告)

◆ 江の島 3 駅周辺の状況

- 自転車の所有率

- ・ 藤沢市南部における自転車利用率は15.8% (県内全体 11.2%)
高い自転車利用率であり、自転車所有者も多いと思われる

- 自転車走行空間

- ・ 国道 1 3 4 号は広幅員の歩道で「普通自転車歩道通行可」
の指定あり
- ・ 江の島大橋は自転車の通行空間を設ける計画 (幅員1.0m)
- ・ 住宅地内は狭小で歩道がない道路が多い

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆ 導入にあたっての主な課題

● 運営費用

- ・多くの自治体で経済的負担があるなど、事業の採算性に課題。
- ・安定した運営には、平日の通勤や通学利用、法人利用等を効率よく取り込むことも必要だが、江の島周辺において観光目的の移動以外の需要は高くないものと考えられる。

● 用地確保

- ・特に利用が多くなる、片瀬江の島駅前や江の島島内における駐輪スペースの確保 (個人所有の自転車駐輪との関係性)
- ・住宅地では公有地が少ないためサイクルポートの配置が困難

● 走行環境

- ・海岸沿いには一定の走行環境があるが、住宅地は狭小な道路が多く、自転車利用者の増加による事故が懸念される

4 . 議題 (3) レンタサイクル (調査・研究状況報告)

◆ 今後について

「観光目的の交通」への対応に加えて、地域の交通課題への対応を図るための研究を進めていく。

- ✓ 事業形態 (レンタサイクルかコミュニティサイクルか)
- ✓ 海沿い近隣市との広域連携
- ✓ 自治体負担の少ない運営方法 (民間事業者の活用)
- ✓ 移動目的に沿ったサイクルポート計画のあり方

(4) 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

4 . 議題（4）藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの一部改定【平成28年7月】 (国土交通省道路局 警察庁交通局)

< 主な改定点 >

整備形態の選定

完成形態（本来の整備形態）による整備が当面困難な場合には、車道通行を基本とした暫定形態を積極的に活用、原則、自転車歩行者道の活用は選択枠から除外。

路面表示（ピクトグラム・矢羽根）

自転車のピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様の標準化

- ・ピクトグラム及び矢羽根の幅・設置間隔。
- ・ピクトグラムは矢羽根よりも広い間隔で設置可能。

整備形態別の設計（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）

- ・自転車道：一方通行を基本。ただし、条件によっては双方向通行も可。
- ・自転車専用通行帯：路面表示幅の選択可。
- ・車道混在：完成形態の場合、1.0m以上の幅員を確保。

4 . 議題（4）藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 整備形態の選定

【現行版】

- ・ 完成形態：自転車道、自転車専用通行帯、車道混在
- ・ 暫定形態：当面の整備形態として既設の自転車歩行者道を活用できる。



【改定（案）】

- ・ 完成形態：自転車道、自転車専用通行帯、車道混在
- ・ 暫定形態：ガイドラインでは、暫定形態でも原則、自転車歩行者道の活用を選択枠から除外するとされているが、当面の間は、現行版の運用ができるものとする。

4 . 議題 (4) 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 路面表示 (ピクトグラム・矢羽根)

【現行版】

ピクトグラム

- ・ 大きさ : 幅 0 . 6 m、長さ 0 . 6 m を基本。
- ・ 設置間隔 : 6 m を基本。

矢羽根

- ・ 大きさ : 幅 0 . 6 m、長さ 1 . 0 m を基本。
- ・ 設置間隔 : 3 m を基本。



【改定 (案)】

ピクトグラム

- ・ 大きさ : 矢羽根の幅にあわせることを基本。
- ・ 設置間隔 : 単路部では、矢羽根より広い間隔での設置を基本。交差点部等では、設置間隔の縮小が可能。

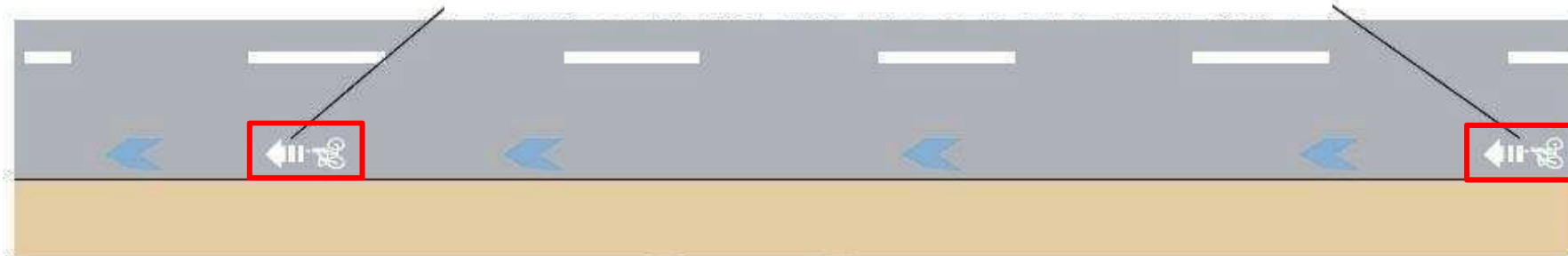
矢羽根

- ・ 設置位置 : 暫定形態の場合は、矢羽根右端を設置する位置は、路肩端から 1 m を基本。(交通状況等によりやむを得ない場合は 0 . 7 5 m)
- ・ 大きさ : 完成形態の場合は、幅 0 . 7 5 m、長さ 1 . 5 m、角度 1 : 1 . 6 を基本。暫定形態の矢羽根の幅については、1 m から L 型側溝等のエプロンを除いた舗装部分の幅に合わせるものとする。
- ・ 設置間隔 : 1 0 m を基本。ただし、単路部の沿線の土地利用によっては、設置間隔を広げるなど柔軟な対応ができるものとする。

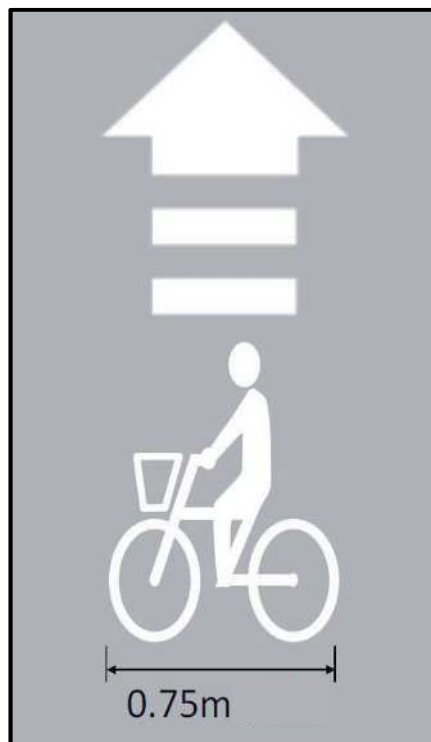
4 . 議題（4）藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 路面表示（ピクトグラム）

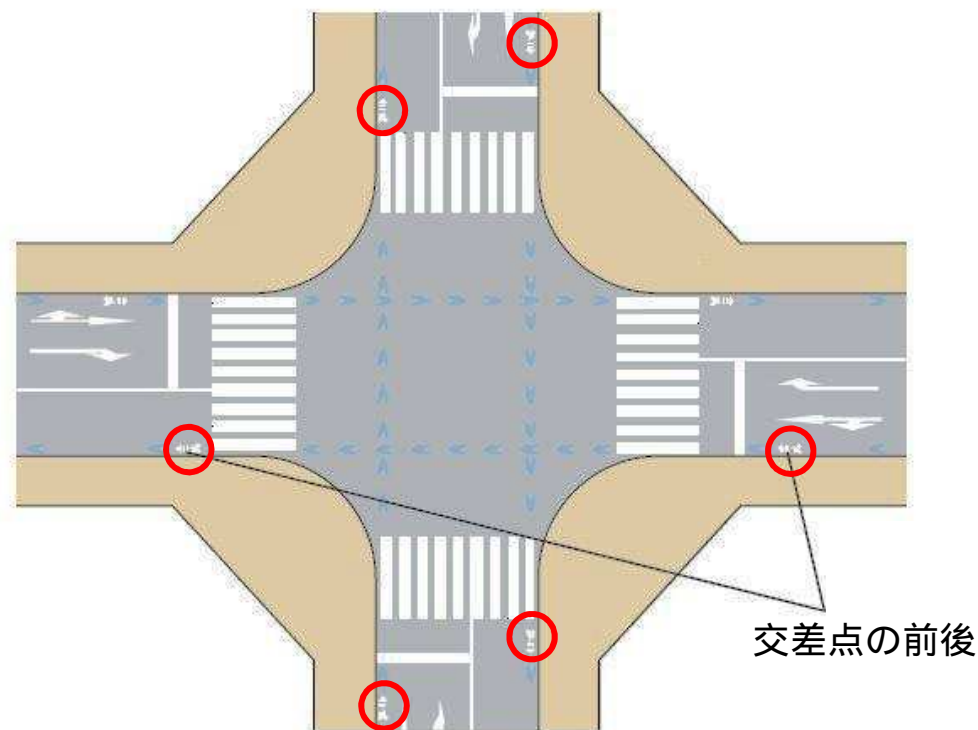
単路部では矢羽根よりも広い間隔で設置できるものとする（車道混在）



図ー1 ピクトグラム設置例（単路部）



図ー2 ピクトグラム + 矢印



図ー3 ピクトグラム設置例（交差点部）

4 . 議題 (4) 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 路面表示 (矢羽根)

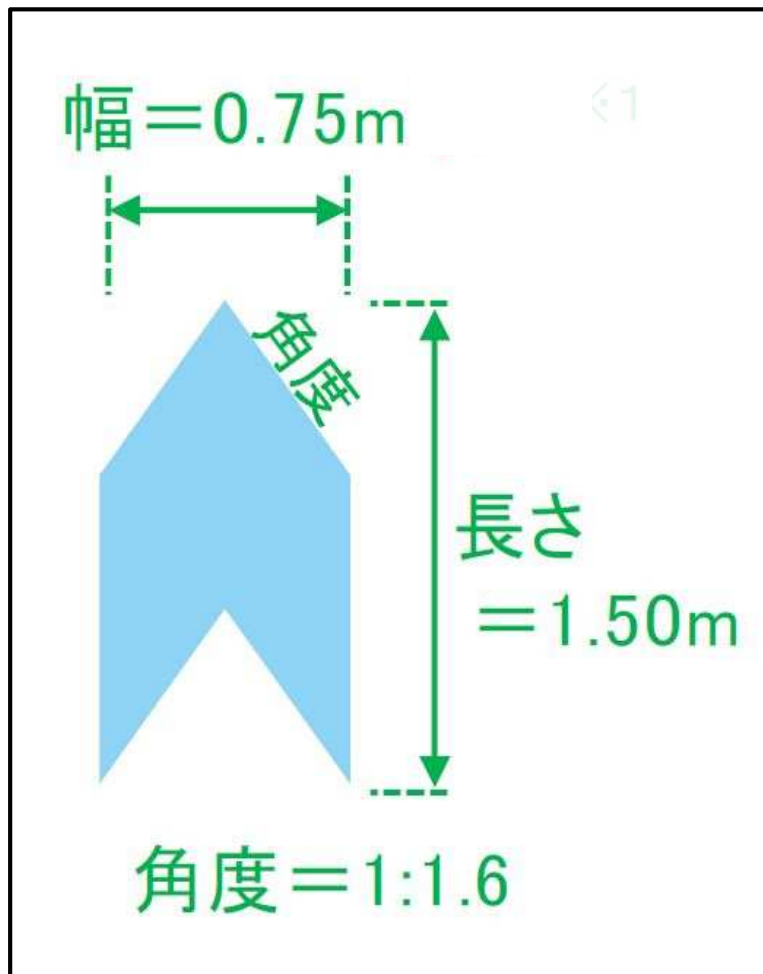


図-4 矢羽根基本仕様

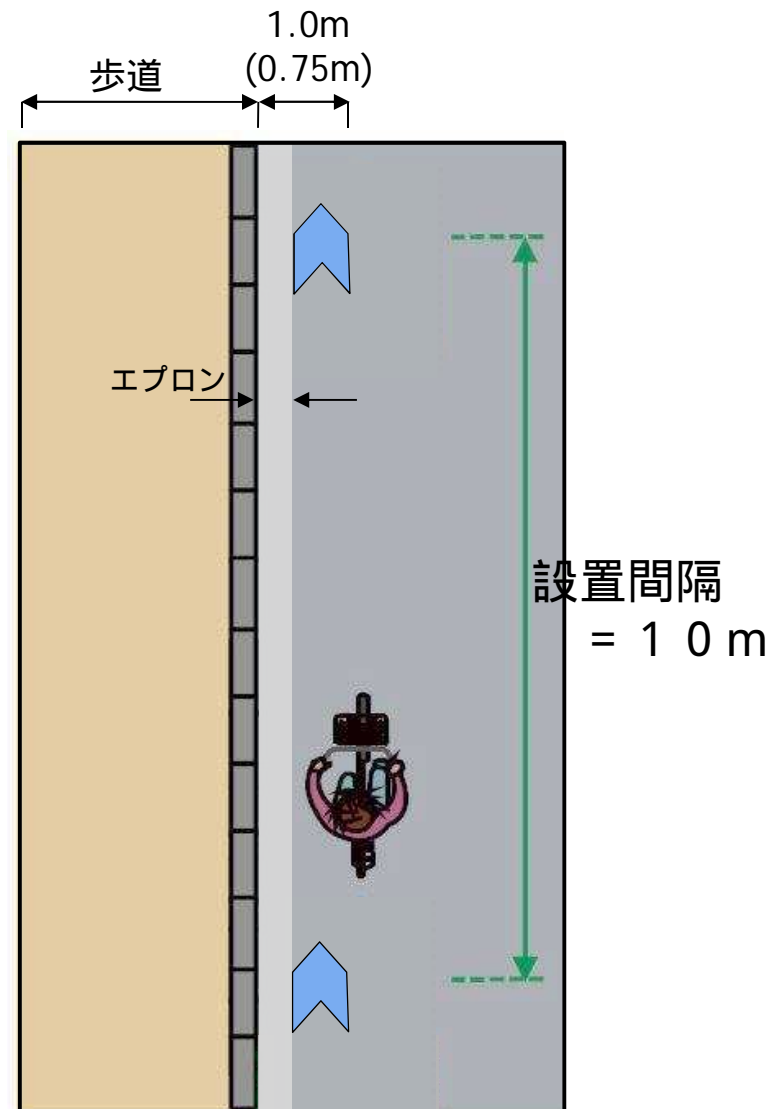


図-5 矢羽根設置方法 (暫定形態)

4 . 議題（4）藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 整備形態別の設計

【現行版】

自転車道

- ・ 一方通行または双方向。

自転車専用通行帯

- ・ 自転車専用通行帯の全幅を着色。

車道混在

- ・ 車道内の1 m程度の幅員を確保。



【改定（案）】

自転車道

- ・ 一方通行を基本。ただし、条件によっては双方向通行も可。

自転車専用通行帯

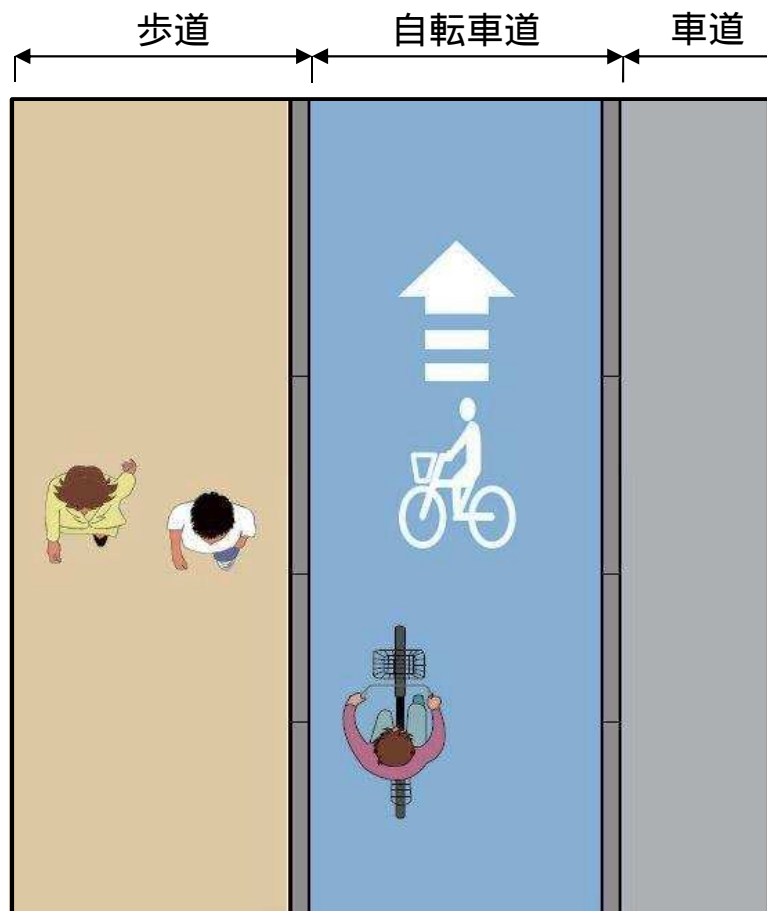
- ・ 自転車専用通行帯の車道側に、幅30cmの青ラインを設置。
- ・ 幅員は1.5m以上を基本。やむを得ない場合は1.0m以上も可。

車道混在

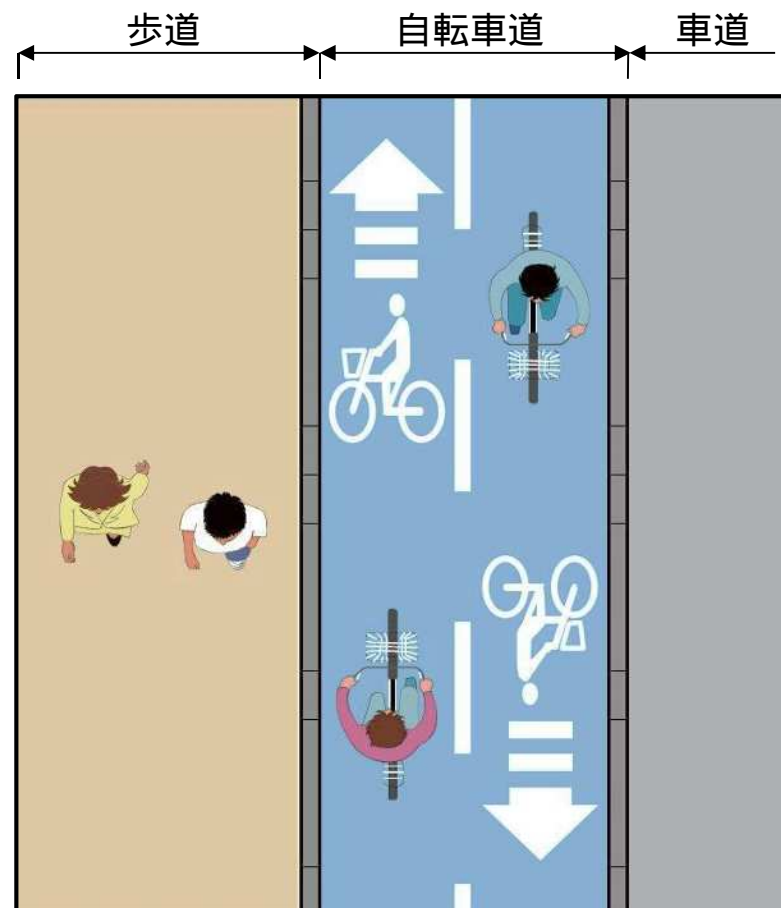
- ・ 歩道がある道路では、矢羽根右端が路肩端から車線内1mの確保が基本。
- ・ 歩道のない道路では、矢羽根右端が道路境界から車道内1mの確保が基本。ただし、交通状況等によりやむを得ない場合は0.75mも可能。

4 . 議題（4）藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 整備形態別の設計（自転車道）



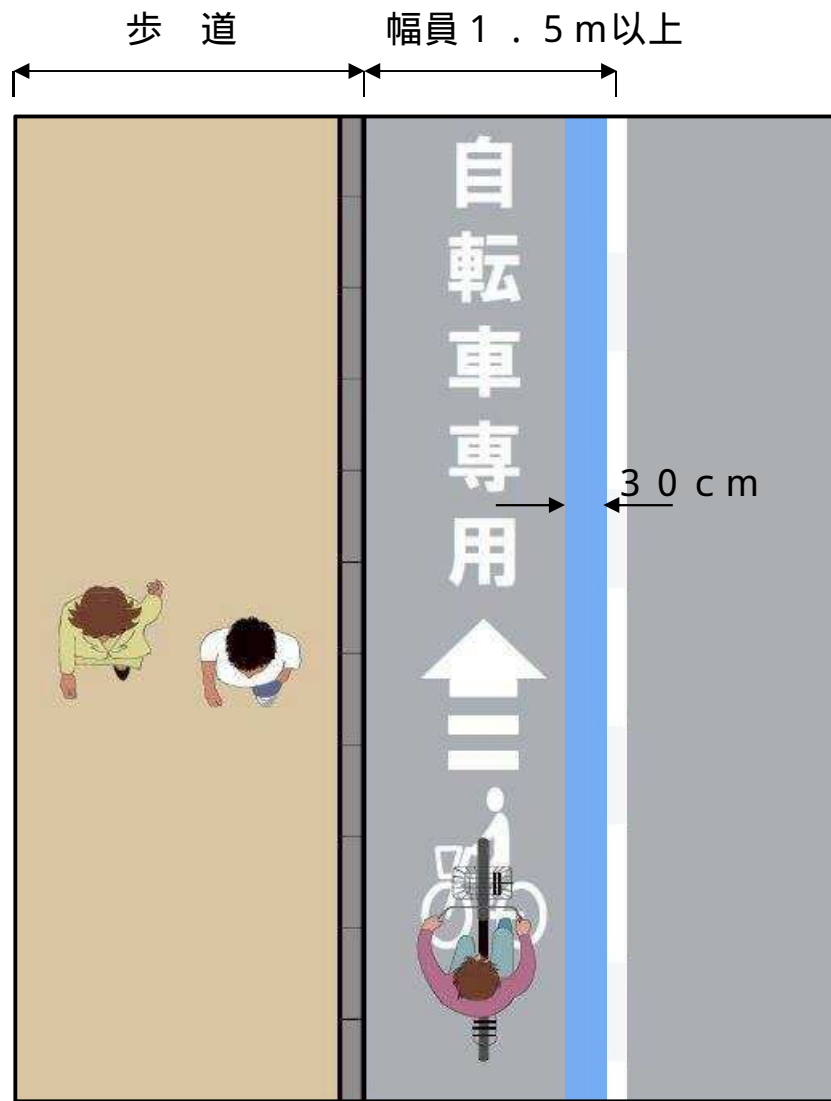
図一 6 自転車道（一方通行）



図一 7 自転車道（双方向）

4 . 議題 (4) 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

➤ 整備形態別の設計 (自転車専用通行帯)



図一 8 自転車専用通行帯 带状路面表示
(30 c m 車道側)